

平成 2 1 年度
法務省事前評価実施結果報告書
(要旨)

平成 2 1 年 8 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成21年度事前評価実施結果報告書	
(1)	施設の整備	5
(2)	法務に関する研究	
	無差別殺傷事犯の研究	6
	諸外国における位置情報確認制度の研究	7

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後チェック型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

- (1) **社会経済情勢に即応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

- (1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
- (2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）
- (3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
- (4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）
- (5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとす

る司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

3 法務に関する調査研究 (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

(1) 法務に関する調査研究 (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

(1) 適正迅速な検察権の行使 (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営 (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施 (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進 (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(1) 保護観察対象者等の改善更生 (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

(2) 犯罪予防活動の促進 (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) 医療観察対象者の社会復帰 (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備 (評価書 5, 15頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)		
施 策 の 概 要	新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。 (1) 松戸法務総合庁舎新営工事 (2) 岡山法務総合庁舎新営工事			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)
名称				
松戸法務総合庁舎新営工事		125点	100点	133点
岡山法務総合庁舎新営工事		114点	100点	146点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年 4 月

担当部局名：法務総合研究所

施 策 名	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究） (評価書24頁)	政策体系上の位置付け I - 3 - (1)	
施 策 の 概 要	過去の事件の中から、無差別殺傷事犯を取り上げて、この種の無差別殺傷事犯が起こる社会的背景や犯行の心理的要因を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局において、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討するための基礎資料を提供する。		
評 価 方 式	事業評価方式		
政策評価の結果の概要	<p>本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられた「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究」を行い、その結果について、法務省関係部局に対し、上記行動計画を受けて法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料を提供することを目標とした。</p> <p>本研究は、事件記録の精査等によって無差別殺傷事件について詳細な調査分析を行うものであるが、無差別殺傷事犯については、これまで十分なデータに基づいた系統立った研究は行われていない。本研究において、無差別殺傷事犯が発生する社会的背景や犯行の心理的要因が幅広く調査分析されることにより、犯罪捜査、公判遂行、再犯防止の観点などから、法務省が取り組む治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれるものと評価した。</p> <p>また、本研究では、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という）第4に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。研究評価検討委員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は84点であった。このことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると評価した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第7-1 人的・物的基盤の強化 ⑫ 各種調査研究等の実施

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年 4 月

担当部局名：法務総合研究所

施 策 名	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）	政策体系上の位置付け	
	（評価書34頁）	I - 3 - (1)	
施 策 の 概 要	諸外国の位置情報確認制度を調査分析することにより、GPS発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供する。		
評 価 方 式	事業評価方式		
政策評価の結果の概要	<p>本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できる基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目標とした。</p> <p>本研究は、GPSを利用した位置情報確認制度について、各種文献調査や実地調査によって諸外国の制度を研究するものであるが、調査対象の諸外国はいずれも位置情報確認制度を先進的に実施している国々である。同制度を全般的に調査することによって、同施策の検討に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれるものと評価した。</p> <p>また、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という）第4に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。</p> <p>研究評価検討委員会において評価基準の基づき本研究を評価したところ、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は87点であった。このことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると評価した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止 ⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討